

高額療養費・一部負担還元金(付加金)等の 自動計算対象の変更について

現在当健康保険組合では、医療機関から送付される診療報酬明細書に基づき、15歳（中学生除く）～65歳未満の方について、高額療養費、一部負担還元金、家族療養付加金を自動計算し支給しています。昨今、市町村等の医療費助成制度の変化により、65歳以上の方に対する医療費助成が行われなくなった現状から、65歳以上の方についてもこれらの給付の自動計算対象といたします。

【変更時期】

2020（令和2）年4月診療分より

【給付方法】

2020（令和2）年3月診療分まで

○・・・申請不要（自動給付）

●・・・申請要

		中学校卒業 年度末まで	15歳（中学生除く） ～65歳未満	65歳以上
被保険者	一般	—	○	○
	任意継続・特例退職	—	○	●
被扶養者	一般	●	○	●
	任意継続・特例退職	●	○	●



2020(令和2)年4月診療分から

○・・・申請不要（自動給付）

●・・・申請要

		中学校卒業 年度末まで	<u>15歳（中学生除く）以上</u>
被保険者	一般	—	○
	任意継続・特例退職	—	○
被扶養者	一般	●	○
	任意継続・特例退職	●	○

阪急阪神健康保険組合

健保ホームページ <http://www.hankyu-hanshin-kenpo.or.jp>